

|        |            |
|--------|------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1518 号 |
| 質問者    | 上畠寛弘 議員    |
| 答弁する者  | 市長（総務部職員課） |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

公文書の偽造・改竄等

### 2 質問の要旨

1. 公文書の偽造は罪となるか。
2. 改竄行為によって実質偽造となることはあるか。
3. 公文書の偽造が罪となる、その構成要件は市は何と把握するのか。
4. 既存の文書の内容を改竄して、その中身の本質的部分の変更を行い、新たな証明力を有する文書を作成することは、偽造か。
5. 勤怠データは公文書として出退勤時間を証明する力を有しているか。
6. 職員課長は、何故職員課内に於いて改竄行為を修正という言葉で表したのか。職員課内がその言葉を選択した理由は何と職員課長は言っているか。職員課長の見解を明らかにせよ。
7. 「修正」と改竄行為を表現した職員課長は、事実を改竄していたのか。
8. 小原芳則が行った改竄行為によって、再任用についての判断を誤らせる影響があったと考えるか、如何か。
9. 刑事訴訟法における公務員の告発義務は、軽微な犯罪について、確固たる証拠があれば、その義務はあるか。
10. 鎌倉市の歴史上、職員が公文書を改竄や偽造したことはあるか。全て明らかにせよ。又具体的内容も示せ。
11. 小原芳則が労組内でも処分を受けたと職員から伺ったが、それは事実か。（副市長含み全ての職員の内、誰か一人でも把握しているか。）

### 3 答弁

- 1 刑法第 155 条に規定する要件に該当するものであれば、罪になるものと考えます。
- 2 文書作成名義人以外の者が、作成権限なくその名義を用いて文書を作成したの

であれば、偽造となる可能性があると考えます。

- 3 行使する目的で、有印、無印を問わず、公務所又は公務員がその名義でその職務権限に基づいて作成すべき文書等を、作成権限がない者が作成することと認識しています。
- 4 文書作成名義人以外の者が、作成権限なくその名義を用いてその文書の本質的部分を変更し、文書を作成したのであれば、偽造となる可能性があると考えます。
- 5 勤怠データは、公文書として出退勤時間を証明することになると考えます。
- 6 安易に修正という表現を使用していたものです。
- 7 職員課長が不当に事実を改めようとして故意に「修正」という表現を使ったものではなく、事実を改ざんしていたとは考えていません。
- 8 職員を再任用するに当たっては、面接評価、所属長等の上司による勤務評価及び産業医所見による3点の評価結果から総合的に判断して選考を行っており、出勤時刻が改ざんされていたことのみをもって判断を誤らせたとは考えていません。
- 9 刑事訴訟法第239条第2項に規定するとおり、犯罪事実があるというふうに確かに認識した場合には、告発する義務があると考えますが、告発するか否かについて、当該公務員の裁量がまったく否定されているわけではないと考えます。
- 10 確認できる範囲では、次の2件があります。
  - (1) 鎌倉市二階堂字獅子舞584番2外1筆の土地の取得に係る一連の事務処理について、当該地の取得目的を「市民農園」と都市計画道路整備事業用地の「代替地」とに使い分けた不適切な処理が行われました。その中で決裁を経ることなく、県への提出文書を「市民農園用地」から「代替地」に内容変更した、また、税務署との事前協議における文書の中で、提出を求められている文書を複写し、「市民農園事業用地」から「代替地」に変更して税務署に提出したという不適切な処理が行われた事例があります。

なお、本件については、平成12年5月30日付けで2名の職員に対して戒告の懲戒処分を、その他4名の職員に対して行政措置処分をそれぞれ行いました。
  - (2) 世界遺産登録に必要な国史跡の追加指定に係る事務において、担当職員が指定予定地内の地権者の同意を得ないまま同意書を偽造し、その写しを文化庁に送付するなどしたほか、不適切な事務処理を行ったため、懲戒処分及び行政措置処分を行った事例があります。

なお、当該職員は、神奈川県からの交流職員であったため、懲戒処分は神奈川県において行われましたが、本市職員についても平成20年1月30日付けで2名の職員に対して減給10分の1 1月、1名に対して戒告の懲戒処分を、その他3名の職員に対して行政措置処分をそれぞれ行いました。
- 11 鎌倉市職員労働組合においても処分を受けたと聞いております。